

「京都府中小企業応援条例」の一部改正案の骨子に 対する御意見をお寄せください。

京都府では、中小企業が果たす役割の重要性に鑑み、その振興を図ることを目的として、「京都府中小企業応援条例」（平成19年京都府条例第13号）を平成19年4月に施行し、中小企業の置かれた状況に応じ、経営の安定から成長発展まで一貫して支援を実施してきました。

現行条例の一部の規定が令和4年3月末までの時限措置となっていることから、中小企業を取り巻く社会・経済情勢にきめ細かく対応した施策展開を図るため、改正の検討を進めており、この度、条例の一部改正案の骨子を取りまとめましたので、府民の皆さまから御意見を募集します。

お寄せいただいた御意見につきましては、これに対する京都府の考え方を整理した上で公表することとしています。

なお、個々の御意見への直接の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

- 1 募集期間 令和3年12月16日（木）から令和4年1月12日（水）まで
※郵送の場合は必着
- 2 御意見等の提出方法 郵便、ファックス、電子メールのいずれかの方法で「京都府商工労働観光部ものづくり振興課」宛てにお送りください。
 - (1) 郵便の場合 〒602-8570（専用郵便番号のため住所記載不要）
京都府商工労働観光部ものづくり振興課
 - (2) ファックスの場合 ファックス番号：075-414-4842
 - (3) メールの場合 アドレス：monozukuri@pref.kyoto.lg.jp
- 3 意見募集案件 公表資料は、京都府ホームページ「京都府中小企業応援条例の一部改正案の骨子に対する意見募集について」でも御覧いただけます。
<https://www.pref.kyoto.jp/sangyo-sien/news/2021ouenpc.html>

※「御意見記入用紙」を添付しておりますので、御活用ください。

※電話による意見提出は、御遠慮いただきますようお願いいたします。

※提出された御意見の内容を確認させていただく場合がありますので、差し支えなければ氏名、住所、電話番号も御記入願います。（提出された方へのお問合せにのみ使用し、公表はいたしません。）

お問合せ先

京都府商工労働観光部ものづくり振興課

電話：075-414-5103